川 自 発 第 9 号
令和元年 6 月１０日

川口市監査委員　小 川 春 海 様
同　　星 野 隆 男 様
同　　杉 本 佳 代 様
同　　江 袋 正 敬 様

川口市長　奥ノ木　信夫

定期監査結果に対する措置について

平成３１年1月２８日執行の市民生活部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第１９９条第１２項の規定により通知します。

記

１　指摘事項

①修繕料について（自治振興課）

自治振興課の修繕料について、一括して発注可能な契約について分割発注されているものが見受けられたので、川口市契約に関する規則等に基づき適正に執行されたい。

講じた措置の内容

当初から予定をしていた天井修繕を行うにあたり、１ヶ月間の休館が必要となったことから、他に要望のあった箇所の修繕も緊急に行ったものです。

今後、工事に休館等が必要とされる場合や同時に複数個所工事が行なえる場合等、発注前に十分に検討し、一括で発注するように徹底して参ります。

②貴重品の管理について(交通安全対策課)

交通安全対策課の貴重品の管理において、管理体制が不十分であるので、徹底を図られたい。

講じた措置の内容

今後は、貴重品を保管する書庫の施錠を記録する表を作成し、所属長が鍵を管理いたします。

川口市監査委員事務局
収受
R1.6.21
第 41 号

③賃貸借契約について（国民年金課）
　国民年金課の賃貸借において、賃貸借契約書に委託契約細目が添付されているのが見受けられたので、契約の種類に応じた適切な契約が行なわれるよう、川口市契約に関する規則等に基づき適正に執行されたい。

講じた措置の内容
　今後、上記のことが起こらないよう、契約事務において複数の職員がチェックする体制といたします。

④委託契約について（市民課）
　市民課の委託契約において、業務検査結果通知書を作成していないものが見受けられたので、川口市委託事務事業等の執行の適正化に関する要綱等に基づき適正に執行されたい。

講じた措置の内容
　担当者間で見解の相違があったため、通知しているものとしていないものがありました。
　監査以降、全ての委託契約において業務検査結果通知を作成しております。